

抵当権の順位の変更 宅建 H25-05-4 <<#487>>

【問】 正誤をつけよ。

抵当権について登記がされた後は、抵当権の順位を変更することはできない。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 抵当権の順位の変更

抵当権の順位は、各抵当権者の合意によって**変更することができる**。（民法 374 条 1 項本文）

<<補講>> 抵当権の順位

同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その**抵当権の順位は、登記の前後による**。（民法 373 条）

【登記記録例(一部省略) 権利部乙区】

順位番号	登記の目的	権利者その他の事項
1 (3)	抵当権設定	抵当権者 ○市○町○丁目○番地 A
2 (3)	抵当権設定	抵当権者 ○市○町○丁目○番地 B
3	1 番、2 番順位変更	原因 令和 3 年 12 月 20 日合意 第 1 2 番抵当権 第 2 1 番抵当権